

## 障害者の派遣労働に対する障害者雇用率の適用について

- 派遣労働者のうち障害者の割合がきわめて少ない状況にある一方で、派遣労働で働きたいと考える障害者のニーズが一定程度あると考えられることから、その機会を確保し、また、これにより障害者の雇用機会全体の拡大も図っていくためには、実際に働く場所となる派遣先が、障害者である派遣労働者の受入を前向きに考えるということが不可欠。
  
- そのためには、障害者雇用率制度において、派遣元事業主に障害者の雇用義務があることを前提としつつ、障害者である派遣労働者を受け入れる派遣先にも一定の評価を行うことが、適当ではないか。
  
- この場合、次のような点に留意すべきではないか。
  - ・ 派遣労働者が一般の労働者よりも優位に評価されることのないようにすること。
  - ・ 派遣先における障害者の直接雇用が後退するようなことのないようにすること。